（専門家派遣用）　　（別添　1）

年　　月　　日

千葉県信用保証協会　御中

専門家派遣依頼書

ご希望の専門家の種類	1. 中小企業診断士　2. その他〔　　〕
ご希望の支援分野	1. 経営改善支援　2. 創業支援　3. 事業承継支援　4. 生産性向上支援
ご希望の支援内容	1. 事業計画の策定支援　2. 経営課題に対するワンポイントアドバイス
ご希望の成果物	1. 事業計画書（設備導入なし）2. 事業計画書（設備導入あり）3. その他
ご希望の具体的支援内容	
ご住所（法人は本社登記地）	
法人名または事業主名	（フリガナ）
代表者名（法人の場合）	（フリガナ）
電　話　番　号	

私は、下記の事項に同意のうえ千葉県信用保証協会が実施する専門家派遣事業における派遣専門家による支援を依頼します。

記

1. 専門家派遣を受けるにあたり、貴協会の職員が専門家に同行することに同意します。
2. 専門家派遣業務を実施するにあたり貴協会に対し私より提供された一切の情報および貴協会が保有する私の決算に関する情報や信用保証委託申込書ならびに提出する（または提出した）書類に記載されたすべての情報、保証利用状況等の情報について、適切な専門家派遣業務を実施することを目的として派遣専門家および取引金融機関に対して提供することについて同意します。
3. 派遣専門家への相談内容や、派遣専門家の支援内容について、今後の専門家派遣の充実を図ることならびに保証の申込みおよび継続的な利用等に際しての判断に利用することを目的として貴協会が報告を受けることに同意します。
4. 派遣専門家による支援内容等について、貴協会に対して一切の異議申し立てをいたしません。
5. 派遣専門家による支援の結果、私が損害を被った場合であっても、貴協会に対しては一切損害賠償請求を行いません。
6. 派遣専門家に対する謝金は、私の代わりに貴協会がお支払いください。ただし、以下の①および②のいずれにも該当する場合、私の代わりにお支払いいただく謝金のうち派遣専門家の訪問1回分の30，000円（消費税別）については、貴協会の指定した派遣専門家との間で締結する所定の契約に基づき、私がお支払いします。
   ①派遣専門家に対する謝金が、貴協会に対する国の信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金の補助対象となること。
   ②支援を依頼する内容が、生産性の向上を目指す場合の、設備の導入を含む事業計画の策定支援であること。
7. 私が派遣専門家に対する謝金を支払う場合、派遣専門家の当該訪問に伴う旅費は、貴協会の指示に従ってお支払いします。
8. 私が派遣専門家に対する謝金を支払う場合、派遣専門家による支援が終了する前に支援内容を変更しても、謝金をお支払いします。また、お支払いした謝金については、その返還を求めません。

以　上

※第6項ただし書対象の場合、お客様に写しを交付すること　　（R8.4 改正）